

児童福祉法に基づく福祉の措置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年十二月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

#### 奈良県規則第四十八号

児童福祉法に基づく福祉の措置等に関する規則の一部を改正する規則

児童福祉法に基づく福祉の措置等に関する規則（昭和五十三年五月奈良県規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第十二号様式の備考6を備考7とし、同様式の備考5中「加入状況」を「加入状況」に改め、同様式の備考5を同様式の備考6とし、同様式の備考中4を5とし、1から3までを2から4までとし、同様式の備考2の前に次のように加える。

1 妊産婦本人及び妊産婦の配偶者、同居している親族等の個人番号を記載した書面を添付してください。

第十三号様式の備考中6を7とし、1から5までを2から6までとし、同様式の備考2の前に次のように加える。

1 入所を希望する保護者及びその監護する児童の個人番号を記載した書面を添付してください。

第十九号様式の注3中エをオとし、ウをエとし、イをウとし、アをイとし、同様式の注3イの前に次のように加える。

ア 里親希望者及びその同居人の個人番号を記載した書面

第二十四号様式の注中「徴収額」を「児童自立生活援助実施希望者の個人番号を記載した書面及び徴収額」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。